

堺市個人情報保護条例（平成14年12月25日条例第38号）抜粋

（委託に伴う措置等）

第11条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う事務の全部又は一部の処理を委託するとき（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により同項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）に公の施設の管理を行わせるときを含む。）は、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から前項の処理の委託を受けたもの（指定管理者を含む。）は、当該委託を受けた事務（公の施設の管理に係る業務を含む。以下「受託事務」という。）について、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。実施機関の承認を得て、当該委託を受けたものから受託事務の全部又は一部の再委託を受けたものについても、また同様とする。

3 受託事務（前項後段の再委託に係るものを含む。以下同じ。）に従事している者又は従事していた者は、当該受託事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（平17条例48・一改）

略

（出資法人等の個人情報の保護）

第49条 本市が出資その他財政支出等を行っている法人であって、実施機関が定めるもの（以下この条及び次条において「出資法人等」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人等の保有する個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施機関は、所管する出資法人等に対し、前項の措置を講ずるよう指導に努めなければならない。

（平17条例48・一改）

（指定管理者の個人情報の保護）

第49条の2 指定管理者（出資法人等を除く。）は、この条例の趣旨にのっとり、受託事務に係る個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施機関は、所管する指定管理者に対し、前項の措置を講ずるよう指導に努めなければならない。

（平17条例48・追加）

略

第 56 条 実施機関の職員若しくは職員であった者、派遣労働者若しくは派遣労働者であった者又は受託事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由なく、個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2 年以下の懲役又は 1, 000, 000 円以下の罰金に処する。

(平 17 条例 48・全改、平 19 条例 7・一改)

第 57 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 500, 000 円以下の罰金に処する。

(平 17 条例 48・全改)

略

第 60 条 第 56 条から前条までの規定は、本市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

(平 17 条例 48・全改)

第 61 条 受託事務を行う法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 56 条及び第 57 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(平 17 条例 48・全改)